

# 世界自然保護基金（WWF）2015年 認証制度評価ツールの結果概要 (FSC ジャパン作成参考訳)

注：本文書は、WWFにより実施された最新の FSC 認証 及び PEFC 認証 の評価から、その結果を FSC ジャパンが独自にまとめた文書 である。評価報告書の正式な訳ではない上、報告書のすべての内容を含むわけではない。

## はじめに

現在、世界には様々な目的を持った数多くの認証制度が存在し、一見してそれらの長所や短所、信頼性などが分かり難いことがある。WWFでは、社会・環境的な観点から、それぞれの認証制度が現場レベルで与える好影響を評価するために認証制度評価ツールを構築した。これによって各認証制度の長所と短所が明確になることが期待される。

現在認証制度評価ツールは農業用、林業用の2種類が存在するが、ここでは森林認証制度評価ツールで評価された結果を扱う。

認証制度評価ツールによる評価は、規格・指針等の規準文書の評価によって行なわれた。

評価基準は、以下のとおり5つのシステム長所評価基準と8つの規格長所評価基準に分かれており、それぞれ80項目で合計160の評価項目が定められている。

システム長所評価は規格の策定や運用手続の評価を目的としており、規格長所評価は規格の内容の評価を目的としている。

### パート I：システム長所評価基準 (80 項目)

- A. ミッション及びガバナンス
- B. 規格策定
- C. 認証手続き及び透明性
- D. 認定制度
- E. CoC

### パート II：規格長所評価基準 (80 項目)

- A. 合法性、保有権、使用权
- B. 地域社会との関係
- C. 労働者の権利
- D. 水及び土壌
- E. 生物多様性
- F. 汚染、廃棄物、温暖化ガス排出
- G. 管理計画及び情報公開
- H. 林業：その他の優れた運用

WWFでは2015年に当該ツールを用いてFSC、PEFC、MTCS（マレーシアの森林認証制度）という3つの制度を評価した。本概要では、このうち国際的に普及しているFSCとPEFCの結果をまとめた<sup>1</sup>。なお、FSCに関してはパートIでは国内規格と認証機関暫定規格を両方評価しており、パートIIでは原則と基準第4版と第5版を両方評価している。

---

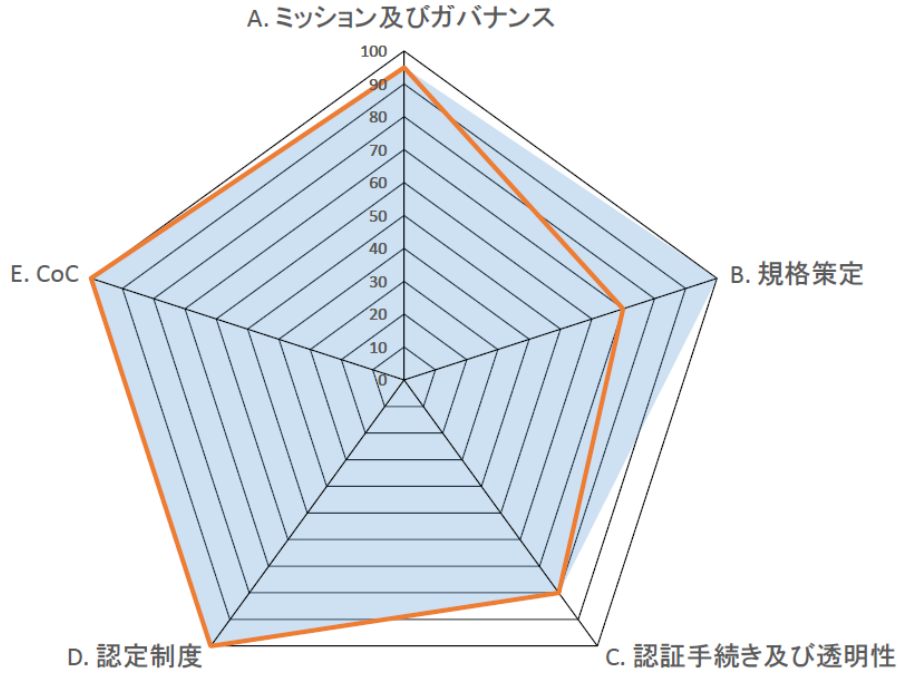
<sup>1</sup> それぞれの結果の詳細は次のウェブサイトからダウンロードできる。

[http://wwf.panda.org/wwf\\_news/?246871/WWF-Forest-Certification-Assessment-Tool-CAT](http://wwf.panda.org/wwf_news/?246871/WWF-Forest-Certification-Assessment-Tool-CAT)

## 結果のグラフ

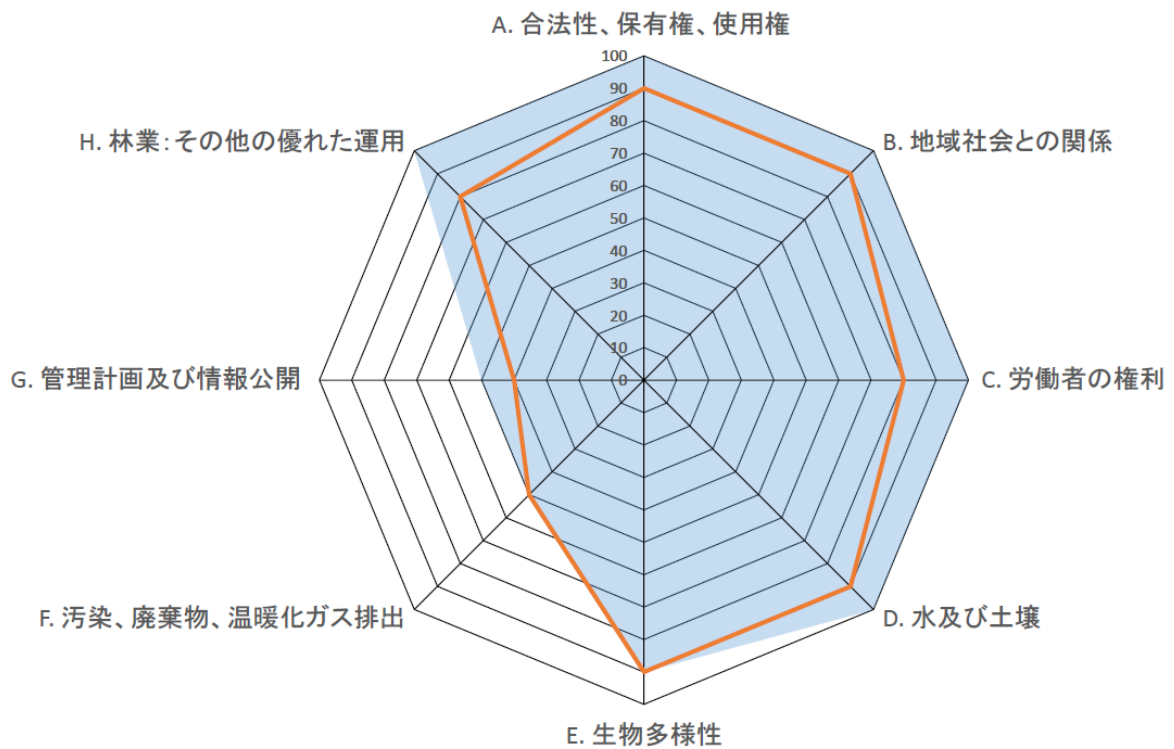
FSC パート I：システム長所評価

- FSC 国内規格
- FSC 認証機関暫定規格



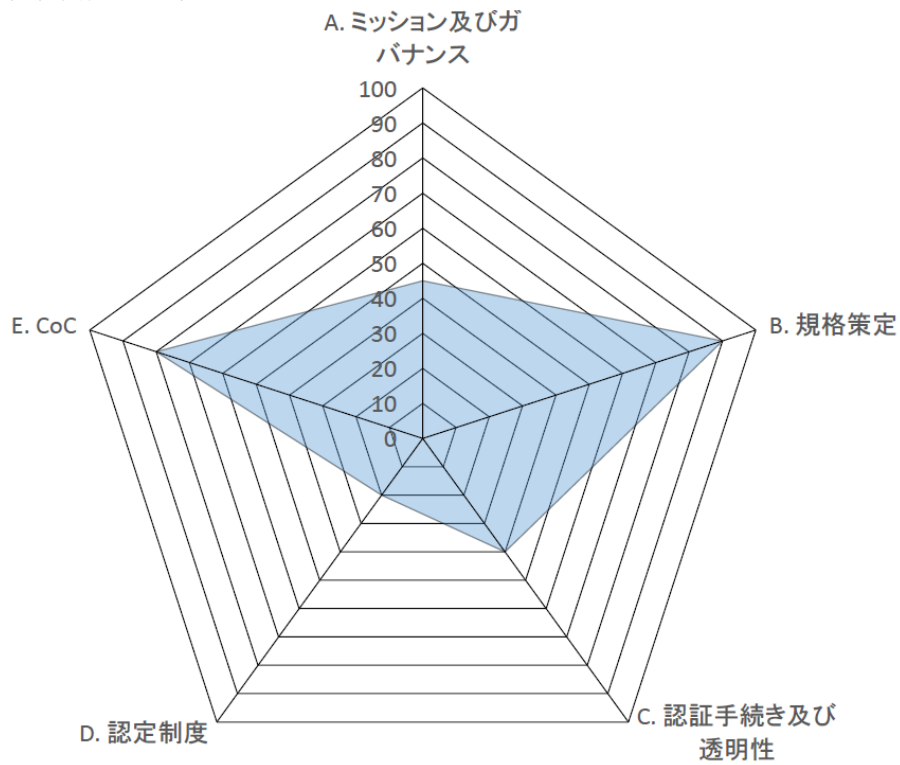
FSC パート II：規格長所評価

- FSC 原則と基準第 5 版
- FSC 原則と基準第 4 版



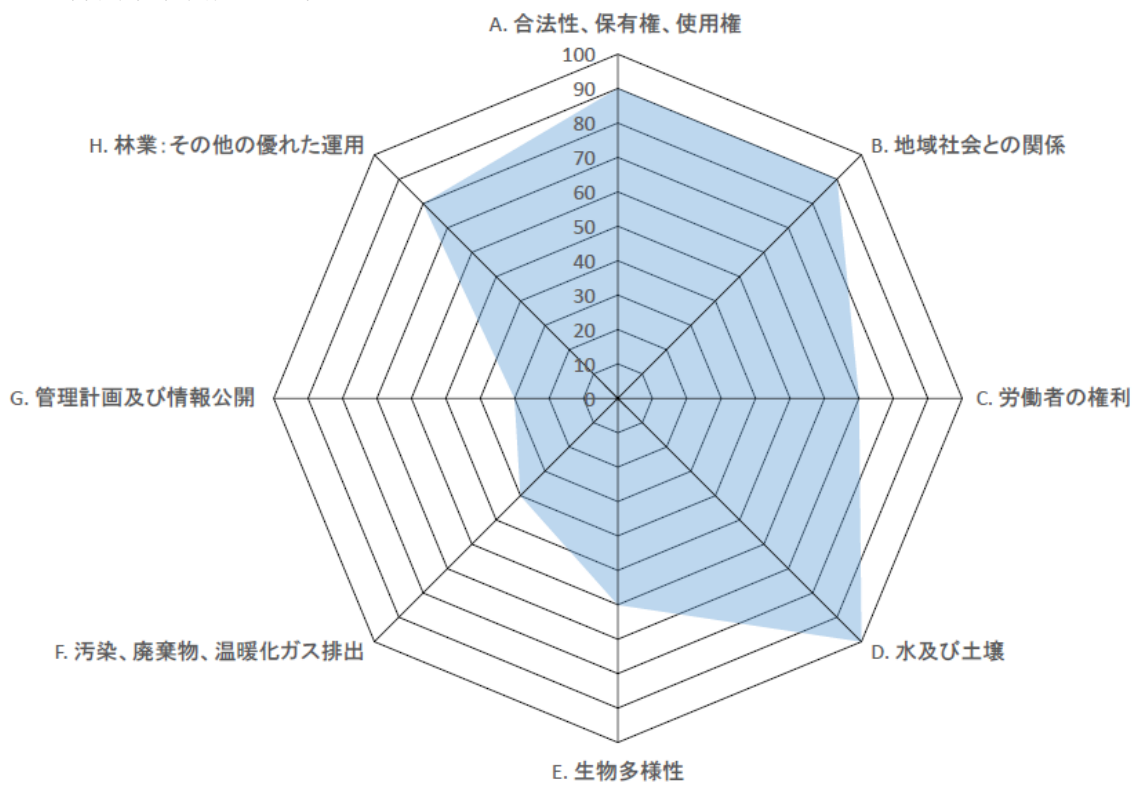
### PEFC パート I：システム長所評価

■ PEFC 国際要求事項及び基準



### PEFC パート II：規格長所評価

■ PEFC 国際要求事項及び基準



## 結果の一覧表

パート I：システム長所評価基準			
A. ミッション及びガバナンス			
	FSC 国内規格	FSC 認証 機関暫定 規格	PEFC
1. 制度は、特定の商品や商品郡の生産における社会、環境、経済的な便益を継続的に向上するよう設計されている。	✓	✓	✓
2. 制度の主要基準文書（例：定款、規約、原則と基準）は、制度のウェブサイト上で公開されている。	✓	✓	✓
3. 制度は、ISEAL（国際社会環境認定表示連合）の正会員または準会員である	✓	✓	—
4. 制度には、十分な人員を伴う事務局があり明確に定義された役割を持ったスタッフの下で少なくとも財務、規格策定、コミュニケーション、会員対応、品質保証、苦情処理の機能を持っている。組織図及び連絡先がオンラインで公開されている。	✓	✓	✓
5. 制度は、制度の価値と目的に共感するすべての利害関係者のために開かれた会員制度（及び/または類似するガバナンスレベルの参加方法）を持っている。	✓	✓	✓
6. 制度のウェブサイト上で、会員の氏名と所属が公開されている。	✓	✓	✓
7. 会員には、行動規範（または類似文書）への署名によって制度の価値と目的への誓約を示すことが求められている。	✓	✓	—
8. 会員によって署名される行動規範において、法令順守、ILO 中核的労働条約の順守、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）の尊重、高い保護価値（HCV）の維持が求められている。	✓	✓	—
9. 会員には、認証及び/または認証製品の調達に向けた期限を定めた計画の策定及び実施が求められ、また進捗の年次報告が求められる。	—	—	—
10. 行動規範への著しい違反による会員資格の一時停止または取り消し手順が整っている。	✓	✓	—
11. 制度の最高意思決定の場合は、会員/制度参加者であるかまたは、会員/制度参加者によって正式に委任される。	✓	✓	✓
12. 最高意思決定の場に関する手順が、ガバナンスに関する意思決定において、特定の関心分野グループが優位を占めることがないことを保証している。	✓	✓	—

13. 最高意思決定の場に関する手順が、ガバナンスに関する意思決定において、非経済分野の有権者が、合計すれば少なくとも経済分野の有権者と同じだけの意思決定権を持つことを保証している。	✓	✓	—
14. 最高意思決定の場に関する手順が、ガバナンスに関する意思決定において、経済、社会、環境分野を代表する有権者がそれぞれ同じだけの意思決定権を持つことを保証している。	✓	✓	—
15. 最高意思決定の場では、経済、社会、環境分野の代表者のバランスの取れた参加を求めている。	✓	✓	—
16. 主要規準文書（例：定款、規約、原則と基準）の変更には、会員/制度参加者の決議が必要である。	✓	✓	✓
17. 事務局の役割は、理事または会員/制度参加者による投票で決まった個人によって構成される役員によって監督されている。	✓	✓	✓
18. 理事会または役員会の議事録が公開されている。	✓	✓	—
19. ガバナンスまたは事務局の役割に関して会員/制度参加者から寄せられた争議や苦情に対応するための透明かつ期限を定めた手順がある。	✓	✓	—
20. ガバナンスまたは事務局の役割に関する争議や苦情の扱いを上告するための明確な手順は、すべての会員/制度参加者が閲覧可能である。	✓	✓	✓
<b>B. 規格策定</b>			
	<b>FSC 国内規格</b>	<b>FSC 認証 機関暫定 規格</b>	<b>PEFC</b>
21. 国内認証規格は、一連の国内レベルで適用される原則と基準（または同等のもの）によって構成されているか、一連の国際レベルで適用される原則と基準から適応されている。	✓	✓	✓
22. 原則と基準（または同等のもの）は、少なくとも次に対処している：社会的及び環境的な影響、労働条件及び労働者の権利、地域社会との関係、環境サービス、生物多様性の保全及び管理活動の模範事例。	✓	✓	✓
23. 国内認証規格は、制度下で正式に定義された手順に基づいて策定されている。	✓	✓	✓
24. 国内認証規格の策定にあたり、経済、社会、環境分野の主な代表者が積極的に参加の呼びかけをされている。	✓	—	✓
25. 国内認証規格は、経済、社会、環境分野の代表者の有意義な参加の下で策定されている。	✓	—	—
26. 国内認証規格は、総意によって、または特定の関心分野グループが意思決定において優位を占めることがない手続によって策定されている。	✓	—	✓

27. 国内認証規格は、総意によって、または意思決定における関心分野グループバランスの取れた定足数を満たすことが求められる手続きによって策定されている。	✓	—	✓
28. 国内認証規格は、科学的及び技術的な専門家の意見を募集する手続きの下で策定されている。	✓	✓	✓
29. 国内認証規格の草案に対してパブリックコンサルテーションが実施されている。	✓	✓	✓
30. 国内認証規格の草案に対するパブリックコンサルテーションで寄せられた意見は文書化され、それぞれの意見に対してどのような対応がされたのかを示す報告書がある。	✓	✓	✓
31. 国内認証規格は、制度下で正式に承認される。	✓	—	✓
32. 国内認証規格は、ウェブサイト上で公開されている。	✓	✓	✓
33. 国内認証規格には、各基準の下に審査・監査可能な指標がある。	✓	✓	✓
34. 国内認証規格のほとんどの指標は、求めるパフォーマンス水準の絶対値を決めている（相対的な向上状態や手続きの存在ではなく）。	✓	✓	✓
35. 国内認証規格は、義務的な要求事項と推奨事項やガイダンスを明確に区別している。	✓	✓	✓
36. 国内認証規格は、小規模及び/または中規模管理区画向けに別の要求事項がある、及び/または施業の規模と強度を考慮して設計されている。	✓	✓	✓
37. 国内認証規格は、少なくとも5年に1度改訂されている。	✓	✓	✓
38. 国内認証規格は、ISEALの適性実施規範を完全に満たすよう策定及び改訂されている。	✓	—	—
39. 制度は、すべての施業地域で同じ認証規格を適用するか、または類似する状況を持つ国/地域に適用される異なる規格を調和する手順を持つ。	✓	✓	✓
40. 制度は、すべての施業地域で同じ認証規格を適用するか、または国内認証規格が存在しない国では制度の原則と基準（または同等のもの）に基づき認証する手順を持つ。	✓	✓	✓
<b>C. 認証手続き及び透明性</b>			
	FSC 国内規格	FSC 認証 機関暫定 規格	PEFC
41. 生産者は、ISO 要求事項に従って運営している独立した第三者認証機関によって認証される。	✓	✓	✓



42. 認証を申請する生産者には、自身の管理下のすべての（適格な）区画の認証のために、期限を定めた計画への誓約が求められる。	—	—	—
43. 制度のウェブサイトでは、すべての認証区画の名称、サイズ、位置、認証有効期限を示した検索可能なデータベースが利用可能である。	✓	✓	✓
44. 認証機関が、制度管理下の国内及び/または国際共通ウェブサイトまたはメーリングリストを用いて、今後の認証審査・監査スケジュールを通知している。	—	—	—
45. 認証機関は、認証取得者を少なくとも年に1度監査するよう求められている。	✓	✓	✓
46. 認証機関は、認証審査及び定期監査の両方において積極的に利害関係者の意見聴衆を行うことが求められている。	✓	✓	—
47. 認証機関は、認証審査及び定期監査の両方において利害関係者の意見を考慮することが求められている。	✓	✓	—
48. 認証機関は、リスクに基づく監査を実施することが求められている。	✓	✓	—
49. 認証機関は、現場での観察結果に応じて監査の強度を適応することが求められている。	—	—	—
50. 認証機関は、リスクが高い状況下において抜き打ちの監査を実施することが求められている。	—	—	—
51. 認証取得者は、認証審査及び定期監査において特定された不適合を、1年を超えない期間で定められた期限までに是正することが求められる。	✓	✓	—
52. 期限までに是正されなかった軽微な不適合は、重大な不適合に格上げされる。	✓	✓	✓
53. 期限までに是正されなかった重大な不適合は、認証の一時停止または取り消しにつながる。	✓	✓	✓
54. 国連公用語で書かれた認証審査及び定期監査報告書の概要版（審査・監査の日付、位置、範囲、審査・監査チーム構成、主な所見及び是正処置要求を含む）がウェブサイト上で公開されている。	✓	✓	—
55. 現地共通語で書かれた認証審査及び定期監査報告書の概要版（審査・監査の日付、位置、範囲、審査・監査チーム構成、主な所見及び是正処置要求を含む）がウェブサイト上で公開されている。	✓	✓	—
56. 認証審査及び定期監査報告書の概要版は、監査完了日から90日以内に公開される。	✓	✓	—
57. 認証の有効期限は5年以下であり、更新のためには再度完全な審査が必要である。	✓	✓	✓

58. 認証機関が、認証審査及び定期監査に関する争議や苦情に対応するための透明かつ公開されている正式な手順を実施している。	✓	✓	✓
59. 認証審査及び定期監査に関する苦情処理手順には明確な期限がある。	✓	✓	—
60. 認証審査及び定期監査に関する苦情処理手順には、影響を受ける団体が誰でも利用可能な上告方法が含まれている。	✓	✓	✓
<b>D. 認定制度</b>			
	FSC 国内規格	FSC 認証 機関暫定 規格	PEFC
61. 認証機関は、ISEAL 会員である認定組織によって認定されている。	✓	✓	—
62. 認定組織は、今後の認証機関の定期評価及び監査の一覧をウェブサイトで公開している。	✓	✓	—
63. 認定組織は、認証機関の評価及び監査中に利害関係者からの意見を取り入れるための仕組みを提供している。	✓	✓	—
64. 認定組織は、認証機関が監査中に規格の社会及び環境要求事項への適合を評価し、また効果的に利害関係者を関与させるための仕組み及び力量を持っていることを確認している。	✓	✓	—
65. 認定組織は、リスクに基づく認定認証機関の監査を実施している。	✓	✓	—
66. 期限までには是正されなかった軽微な不適合は、重大な不適合に格上げされる。	✓	✓	—
67. 期限までには是正されなかった重大な不適合は、認定の一時停止または取り消しにつながる。	✓	✓	—
68. 認証機関の認定評価概要が公開されている。	✓	✓	—
69. 認定組織が、認証機関の認定に関する争議や苦情に対応するための透明かつ公開されている正式な手順を実施している。	✓	✓	✓
70. 認証及び認定に関する苦情処理手順には、影響を受ける団体が誰でも利用可能な上告方法が含まれている。	✓	✓	✓
<b>E. CoC</b>			
	FSC 国内規格	FSC 認証 機関暫定 規格	PEFC
71. 制度には、認証取得生産者からの原材料の管理及び取引をモニタリングするための手順がある（CoC モデルは問わない）。	✓	✓	✓
72. 制度には、ラベル付き製品に使用される原材料の原産地に関するリスク評価の手順がある。	✓	✓	✓



73. 認証取得者は、リスクに応じた範囲と厳密さでサプライチェーン内の重要管理点を管理することが求められている。	✓	✓	✓
74. 認証機関は、認証取得者の CoC 手順の運用を調査している。	✓	✓	✓
75. 認証機関は、認証取得者によるオンプロダクト及びオフプロダクトの認証表示、商標及びラベル使用を調査している。	✓	✓	✓
76. 制度では、完全に分別された原材料のみからなる製品のみ認証表示を認めるか、認証原材料と非認証原材料が物理的に混合された製品に関連する認証表示が明確に区別されることを求めている（例：ミックスや割合などの用語を用いて）。	✓	✓	✓
77. 制度では、完全に分別された原材料のみからなる製品のみ認証表示を認めるか、複数原産地からの原材料が混合された製品に「問題のある」、「許容できない」またはそれらに類似して定義される原材料を含まないことを求めている。	✓	✓	✓
78. 制度は、認証ラベル付き製品または認証表示された製品に違法伐採材または違法に取引された原材料が含まれないことを求めている。	✓	✓	✓
79. 制度は、認証ラベル付き製品または認証表示された製品に伝統的権利または市民権が侵害されている地域からの原材料が含まれないことを求めている。	✓	✓	—
80. 制度は、認証ラベル付き製品または認証表示された製品に高い保護価値（HCV）が脅かされている地域からの原材料が含まれないことを求めている。	✓	✓	—

## パート II：規格長所評価基準

### A. 合法性、保有権、使用权

	FSC P&C V5	FSC P&C V4	PEFC
1. 生産者は、法的に定められた事業体であることを求められる。	✓	✓	✓
2. 生産者は、土地の法的な保有権や所有権、そして管理区画の有効な利用権を持っていることが求められる。	✓	✓	✓
3. 生産者は、すべての適用可能な国内及び国際法律、条例への適合が求められる。	✓	✓	✓
4. 生産者は、管理区画に関して他者が持つ法的及び慣習的な保有権、アクセス権、使用权を特定することが求められる。	✓	✓	✓
5. 生産者は、他者が持つ法的及び慣習的な保有権、アクセス権、使用权を尊重することが求められる。ただし、これらの権利が自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意を通じて以上された場合はこの限りでない。	✓	✓	✓

6. 生産者は、先住民族の権利に関する国際連合宣言（2007年）及びILO第169号（1989年）において定められている先住民族の権利、慣習、文化を尊重することが求められる。	✓	✓	✓
7. 生産者は、利害関係者と協力し、土地の保有権、アクセス、使用に関する紛争解決のために取られた措置を文書化することが求められる。	✓	✓	✓
8. 生産者は、利害関係者と協力し、水のアクセスと使用に関する紛争解決のために取られた措置を文書化することが求められる。	✓	✓	✓
9. 生産者は、許可されていない、または違法な行為や森林管理区画への入植に対する措置をとることが求められる。	✓	✓	✓
10. 生産者は、贈収賄やその他の形態の汚職に関わらないことを文書によって誓約することが求められる。	✓	—	—
<b>B. 地域社会との関係</b>			
	FSC P&C V5	FSC P&C V4	PEFC
11. 生産者は、近隣社会及び個人との対話を行うことが求められる。	✓	✓	✓
12. 生産者は、施業が地域社会及び個人に与える悪影響を特定することが求められる。	✓	✓	✓
13. 生産者は、施業が地域社会及び個人に与える悪影響を低減し、最小限にするための措置をとることが求められる。	✓	✓	✓
14. 生産者は、施業が地域社会及び個人に与える悪影響に関する不平等に対処し、公正に補償をすることが求められる。	✓	✓	✓
15. 生産者は、森林施業やインフラの拡大または強化をする前に、食料及び水の確保を含む地域社会及び個人に与える潜在的な影響を評価することが求められる。	✓	✓	✓
16. 生産者は、管理区画内に存在する文化的及び宗教的に重要な場所を特定し、尊重することが求められる。	✓	✓	✓
17. 生産者は、管理区画内に存在するHCV 5（地域社会の基本ニーズ）を評価及び維持することが求められる。	✓	✓	—
18. 生産者は、地域社会に対する雇用機会及びサービスの提供を通じて経済発展の手助けをすることが求められる。	✓	✓	✓
19. 生産者は、社会状況に応じた福利厚生プログラムに積極的に関与することが求められる。	✓	—	✓
20. 生産者は、自身が地域経済へ与える影響を定期的にモニタリングし、必要に応じて向上させるため管理方法を適応することが求められる。	✓	✓	✓
<b>C. 労働者の権利</b>			
	FSC	FSC	PEFC

	P&C V5	P&C V4	
21. 生産者は、労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言（1998 年）で定められている労働者の中核的権利を尊重することが求められる。	✓	✓	✓
22. 生産者は、管理区画内で 15 歳未満の児童が生産業務を行わないことを保証することが求められる（国内法で定められている就業可能な最低年齢が 15 歳を以上の場合は、そちらに従う）。	✓	✓	✓
23. 生産者は、強制労働または不随意な労働の使用を許可されない。	✓	✓	✓
24. 生産者は、職場における差別がなく、労働者が体罰、虐待、ハラスメント、脅迫を受けないことを保証することが求められる。	✓	✓	✓
25. 生産者は、職場における潜在的な安全衛生上のリスクを特定し、リスク回避のための措置をとることが求められる。	✓	✓	✓
26. 生産者は、化学物質の安全な取り扱い方法を含め、労働者が職務を遂行する上で必要となる適切な安全具、指示、教育訓練を受けていることを保証することが求められる。	✓	✓	✓
27. 生産者は、労働者の結社の自由及び団体交渉権を尊重することが求められる。	✓	✓	✓
28. 生産者は、労働者の賃金、労働時間、休暇に関して適用される法令及び業界の最低水準を満たすか超えていることを保証することが求められる。	✓	—	—
29. 生産者は、労働環境及び労働者の権利に関する不平の対処及び労働災害の補償の提供を求められる。	✓	—	—
30. 生産者は、労働環境を定期的にモニタリングし、必要に応じて向上させるため管理方法を適応することが求められる。	✓	✓	—
<b>D. 水及び土壌</b>			
	FSC P&C V5	FSC P&C V4	PEFC
31. 生産者は、管理区画内外において施行によって潜在的に影響を受ける水資源を特定することが求められる。	✓	✓	✓
32. 生産者は、施業が水資源に与える悪影響を軽減し、最小限にするための措置をとることが求められる。	✓	✓	✓
33. 生産者は、水不足の状況を作るまたは悪化させることが許可されない。	✓	✓	✓
34. 生産者は、表面水及び地下水の水質を維持または向上することが求められる。	✓	✓	✓
35. 生産者は、自然湿地が排水されないよう維持することが求められる。	✓	—	✓

36. 生産者は、水路の流出及び沈泥による閉塞を回避または最小限にすることが求められる。	✓	✓	✓
37. 生産者は、施業が土壌に与える悪影響を最小限にするための措置をとることが求められる。	✓	✓	✓
38. 生産者は、土壌侵食を回避または最小限にすることが求められる。	✓	✓	✓
39. 生産者は、土壌品質を維持または向上することが求められる。	✓	✓	✓
40. 生産者は、自身が土壌と水に与える影響を定期的にモニタリングし、必要に応じて向上させるため管理方法を適応することが求められる。	✓	✓	✓
<b>E. 生物多様性</b>			
	FSC P&C V5	FSC P&C V4	PEFC
41. 生産者は、管理区画内外において施行によって潜在的に影響を受ける生物多様性の価値を特定することが求められる。	✓	✓	✓
42. 生産者は、施業が生物多様性の価値に与える悪影響を軽減し、最小限にするための措置をとることが求められる。	✓	✓	✓
43. 生産者は、森林施業やインフラの拡大または強化をする前に、生物多様性の価値に与える潜在的な影響を評価することが求められる。	✓	✓	—
44. 生産者は、管理区画内に存在する希少種及び絶滅危惧種とそれらの生育・生息域を保護することが求められる。	✓	✓	✓
45. 生産者は、管理区画内に存在する HCV 1（希少種、絶滅危惧種の集中地域）、HCV 2（比較的自然な状態の大規模景観）、HCV 3（貴重及び絶滅が危惧される生態系）を評価し、維持することが求められる。	✓	✓	—
46. 生産者は、管理区画内に存在する自然生態系の代表的な地域を維持することが求められる。	✓	✓	✓
47. 生産者は、水路、溪流沿いの自然植生を維持または回復させることが求められる。	✓	✓	✓
48. 生産者は、管理区画内の違法または不適切な狩猟、釣り、採取に対する措置をとることが求められる。	✓	✓	✓
49. 生産者は、管理区画内に侵略的外来種を導入または使用することが許可されない。	—	—	—
50. 生産者は、自身が生物多様性の価値に与える影響を定期的にモニタリングし、必要に応じて向上させるため管理方法を適応することが求められる。	✓	✓	—
<b>F. 汚染、廃棄物、温暖化ガス排出</b>			
	FSC	FSC	PEFC

	P&C V5	P&C V4	
51. 生産者は、農薬使用を最小限にするために総合的な病虫害対策を実施することが求められる。	✓	✓	✓
52. 生産者は、WHO の区分 1A 及び B、ストックホルム条約、ロッテルダム条約で定められている有害化学物質の使用が許可されない。	✓	✓	✓
53. 生産者は、農薬に関するすべての使用、取り扱い、保管、廃棄記録を残すことが求められる。	—	—	—
54. 生産者は、農薬使用が人の健康及び環境に与える悪影響を回避または最小限にするための措置をとることが求められる。	✓	✓	✓
55. 生産者は、農薬の運搬、使用、取り扱い、保管、廃棄が規範及び/または製造者の推奨方法に従っていることを保証することが求められる。	—	—	✓
56. 生産者は、生物防除の使用が国際的に認められた規格及び/または手続に従うことを保証することが求められる。	✓	✓	—
57. 生産者は、管理区画からの温暖化ガスの排出量と隔離量を推定することが求められる。	—	—	—
58. 生産者は、管理区画からの温暖化ガスの正味排出量を低減するための措置をとることが要求される。	—	—	—
59. 生産者は、森林施業地または人工林を拡大するために、自然林及び/または地上部の炭素蓄積が大きい地域を皆伐することが許可されない。	✓	✓	—
60. 生産者は、泥炭土及び/または地下部の炭素蓄積が大きい地域において森林施業地または人工林を拡大することが許可されない。	—	—	—
<b>G. 管理計画及び情報公開</b>			
	FSC P&C V5	FSC P&C V4	PEFC
61. 生産者は、主要な森林施業を継続的に向上させることが求められる。	✓	—	✓
62. 生産者は、施業の規模と強度に適した管理計画を持ち、計画において長期の社会、環境、経済的な継続性を示すことが求められる。	✓	✓	✓
63. 生産者は、モニタリング及び評価の結果を反映させるために定期的に自身の管理計画を改訂することが求められる。	✓	✓	✓
64. 生産者は、自身のウェブサイトにおいて管理計画の概要を公開することが求められる。	—	—	—
65. 生産者は、森林施業やインフラの拡大または強化をする前に、独立した専門家を用いて社会及び環境的な影響を評価することが求められる。	—	—	—

66. 生産者は、自身のウェブサイトにおいて社会及び環境影響評価の概要を公開することが求められる。	—	—	—
67. 生産者は、森林施業やインフラの拡大または強化をする前に、HCV（6つのカテゴリーすべて）を特定することが求められる。	✓	✓	—
68. 生産者は、森林施業やインフラの拡大または強化をする前に、独立した専門家を用いて HCV を評価することが求められる。	—	—	—
69. 生産者は、自身のウェブサイトにおいて HCV 評価の概要を公開することが求められる。	—	—	—
70. 生産者は、いずれからの HCV を犠牲にして森林施業地を拡大する、または人工林を成立することは許可されない。	✓	✓	—
<b>H. 林業：その他の優れた運用</b>			
	<b>FSC P&amp;C V5</b>	<b>FSC P&amp;C V4</b>	<b>PEFC</b>
71. 生産者は、収穫量、収入及び費用といった重要経済業績評価指標を定期的にモニタリング及び評価し、必要に応じてそれを向上するための措置をとることが求められる。	✓	✓	✓
72. 生産者は、管理区画の多様な資源及びサービスの活用を推進することが求められる。	✓	✓	✓
73. 生産者は、林産物が持続可能な収量を超えて収穫されないことを保証することが求められる。	✓	✓	✓
74. 生産者は、伐採後に森林被覆が伐採前の（またはより自然な）状態に更新されることを保証することが求められる。	✓	✓	✓
75. 生産者は、土地の状態に適した更新樹種を用いることが求められる。	✓	✓	✓
76. 生産者は、管理区画内で遺伝子組換え樹木を使用することが許可されない。	✓	✓	✓
77. 生産者は、管理目的、土地の状態、樹種に適した管理方法を用いることが求められる。	✓	✓	✓
78. 生産者は、自然林/半自然林においては、自然かく乱型を反映した管理方法を用いることが求められる。	✓	—	—
79. 生産者は、高い景観価値を維持することが求められる。	✓	✓	✓
80. 生産者は、自然災害からの回復力を高め、潜在的な悪影響を軽減するための措置をとることが求められる。	✓	—	—